

## 埼玉県税務職員の実務研修に関する要綱

(平成28年4月22日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人県民税徴収対策の強化に資するため、県税事務所の職員が個人県民税対策課の職員の身分を兼ねて受講する実地研修（以下「実務研修」という。）に関し必要な事項を定める。

(研修職員の資格基準)

第2条 この要綱に基づいて実務研修を受ける職員（以下「研修職員」という。）は、次の基準に該当する者とする。

- (1) 勤務成績が優秀で、かつ、心身とも健康な者
- (2) 実務研修の成果を個人県民税徴収対策に反映できる能力と資質を有する者

(研修の期間)

第3条 実務研修の期間は、原則として3か月とする。

(研修の方法)

第4条 実務研修の方法は、研修職員を個人県民税対策課に配置し、滞納整理事務に従事させることにより行う。

(研修の依頼)

第5条 県税事務所長は、研修職員を実務研修に参加させようとするときは、研修依頼書（別紙様式第1号）を総務部長に提出するものとする。

(研修実施の決定)

第6条 総務部長は、前条の規定による依頼があったときは、これを審査のうえ受入れの可否を決定し、受入決定通知書（別紙様式第2号）により当該県税事務所長へ通知するものとする。

(職員の身分取扱い等)

第7条 研修職員は、実務研修の期間中、個人県民税対策課及び所属県税事務所以外のすべての県税事務所（自動車税事務所を除く。）を兼務するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実務研修に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。